

議員提出議案第 2 号

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例案

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

守口市議会議員	梅	村	正	明
同	坂	元	正	幸
同	土	江	俊	幸
同	嶋	田	英	史

記

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例（令和2年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前			改 正 後		
議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬については、守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年守口市条例第10号）別表中「			議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬については、守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年守口市条例第10号）別表中「		
議会議長	月額	702, 000円	議会議長	月額	702, 000円
議会副議長		666, 000円	議会副議長		666, 000円
議会議員		612, 000円	議会議員		612, 000円
」とあるのは、「			」とあるのは、「		
議会議長	月額	<u>631, 800円</u>	議会議長	月額	<u>491, 400円</u>
議会副議長		<u>599, 400円</u>	議会副議長		<u>466, 200円</u>
議会議員		<u>550, 800円</u>	議会議員		<u>428, 400円</u>
」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、なお従前の例による。			」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、なお従前の例による。		
附 則			附 則		
1 略 （この条例の失効）			1 略 （この条例の失効）		
2 この条例は、令和 3 年 3 月 31 日 限り、その効力を失う。			2 この条例は、 <u>令和 3 年 5 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。		

附 則

この条例は、令和３年３月１日から施行する。